

**農地等利用最適化推進施策に関する
意見書**

令和 4 年 11 月

砂川市農業委員会

農業は、米や野菜等の食料を生産する国の根幹をなす産業であるとともに、国土及び自然環境の保全や良好な景観の形成、災害防止等の多面的機能を有しています。

しかし、今日の我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、農畜産物価格の低下や農業資材等の高騰による農業所得の減少、農業従事者の減少と高齢化による担い手不足の深刻化、遊休農地の増加など、以前にも増して厳しい環境にあります。また、台風や地震などの自然災害に加えて、近年は高温や大雨・暴風が続発する不安定な天候にあり、農畜産物収量の減少や品質の低下、農業用施設の損壊など、深刻な被害を被っているところです。

一方、国際情勢に目を向けますと、今年世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響から、化学肥料や生産資材の急騰が喫緊の課題となっています。

以上のような全国・全道的な課題は、砂川市においても同様であり、多くの農業者が今後の農業経営に不安を抱いています。

また、合同会社すながわT O H Oが本年の収穫後に解散することや農水省が打ち出した水田活用の直接支払交付金の見直しは、多くの耕作放棄地を発生させる懸念があることから、砂川市農業再生協議会ではその対応策が話し合われましたので、特に重点的に進めることとされた事項は、関係機関が着実に推進していく必要があります。

このような中、当農業委員会は、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止などを進めるとともに、各生産者団体や関係機関と連携を図りながら、砂川市の農業振興や生産者の健全経営に努め、農業・農村の持続的発展をめざしています。

砂川市におかれましても、農業行政をより一層充実されますよう、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 4年11月 4日

砂川市農業委員会 会長 関 尾 一 史

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1. 担い手への農地集積の促進

食料の安定供給、美しい農村景観の保全、災害防止機能など、農業・農村が担う多面的機能を維持し、市内の基幹産業である農業が持続的に発展するためには、担い手への農地流動化を促進し、農業経営効率の向上を図るとともに、農地の維持・保全を図る必要があります。

しかし、高齢化と後継者不足に伴い担い手は減少傾向にあり、区画狭小など作業効率の悪い農地は敬遠される状況が見られ、国の施策である「農地中間管理事業」も農地の受け手への支援が不十分であり、新たな耕作放棄地の発生・増加は差し迫った課題となっています。

こうした中、これまで多くの農地を引き受けてきた合同会社すながわT O H Oが本年の収穫後に解散することや、農水省が昨年末に打ち出した水田活用の直接支払交付金の見直しは、多くの耕作放棄地を発生させる懸念があるため、砂川市農業再生協議会では農業委員も参画してその対応策や役割分担を協議しました。その結果、市農政課において特に重点的に進めることとされた次の事項について、積極的な推進をお願いします。

(1) 基盤整備

「3. 農地基盤整備の推進」に記載。

(2) 地域等での話し合い

- ① 市内の集落では多面的機能支払と中山間直接支払を活用した活動により受託組織の機能を整備する検討が進められているため、令和5年度において集落の意向を踏まえた対応を図ること。
- ② 農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、市は令和7年3月までに農業委員会が作成する「目標地図」を踏まえた「地域計画」を策定することとされた。「地域計画」の策定過程における地域での話し合いや関係機関との協議を尊重すること。

(3) 非農地化

農地を維持・保全するためには、農用地区域に入れるべき区域がある一方、山間や沢地など農用地区域から除外して林地化することが望まれる区域もあるため、農用地区域の見直しを行うこと。

2. 新規参入者の促進

農業者の高齢化により担い手が減少する中、新たな農業の担い手となる新規就農者を増加させることは、農地を維持・保全する上で重要な施策の一つです。

現在、新規参入者の受け入れは、市農政課、農業委員会、市内の指導農業士及び農業関係機関で構成する「砂川市農業担い手育成センター」において受入支援等を実施しており、平成 30 年度からは「地域おこし協力隊」制度を活用した農業研修生の採用や「新・農業人フェア」参加による市内農業のPR、新規就農施策の情報提供等が行われてきました。

今後においても、これまでの取り組みを継続するとともに、農業後継者以外の新規就農は、経営開始に係る初期投資資金の確保が難しいことから、就農に伴う農地・施設・機械等の取得にかかる支援の拡充、また親の農業経営を継承し農業後継者となる新規学卒就農、Uターン就農に対する支援、国等に対する要請をお願いします。

3. 農地基盤整備の推進

担い手への農地集積が課題となっている中、担い手が拡大する経営地で効率的に作業するためには、機械の大型化やスマート農業の導入に対応した区画拡大、多様な作物生産に対応するための暗渠排水の整備など、農地基盤整備が不可欠です。前述の砂川市農業再生協議会における検討においても、農地基盤整備は重点的に進めることとされました。

このため、北海道等の事業も活用しながら農地基盤整備を積極的に推進し、優良農地の維持・保全を図ってください。

また、地域によっては暗渠排水整備や中畔を取るなどの小規模基盤整備も必要であるため、市の補助事業の創設や中間管理事業を活用した基盤整備も検討してください。

なお、近年、高温・干ばつ等により玉葱の生産量が減少している袋地地区における灌水事業については、早期の事業完了に向けて関係機関への要請等をお願いします。

4. スマート農業の推進

高齢化による農業者の減少、労働者不足が深刻な状況となっており、今後、担い手の経営規模拡大にも支障をきたすことが懸念され、農作業における省力化、軽労化が課題となっています。

このような中、ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術やクラウドシステムをはじめとしたICTを活用することにより、農作業の省力化、高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」が注目されています。

スマート農業の導入により、担い手の経営規模拡大が容易となるとともに、労働時間にゆとりが生じ、新商品開発や販路拡大等による6次産業化を積極的に展開することも期待されます。

砂川市でも一定の補助金制度が設けられてきましたが、引き続きスマート農業の導入に関する調査・研究を進め、農業者への情報提供などスマート農業に対する関心の醸成を図るとともに、スマート農業への取り組みに対する支援を検討してください。

5. 鳥獣被害防止対策の推進・強化

中山間地域のみならず、市内全域でエゾシカやアライグマ等の出没が確認され、有害鳥獣による農業被害は増加傾向にあります。これらは、農業者の営農意欲の低下、耕作放棄地の発生、担い手への農地集積が進まないなどの一因ともなっています。さらに、近年はヒグマの出没が多発しており、農業被害のみならず住宅街の市民生活をも脅かしています。

砂川市では、アライグマ用箱わなの貸与や平成21年度からは鳥獣被害防止総合対策事業による電気牧柵の設置など、被害防止策が進められてきましたが、引き続き効果的な被害防止策を実施してください。また、狩猟免許取得者の負担軽減、若返りのための支援及び有害鳥獣駆除の担い手である猟友会への継続的な支援についても検討をお願いします。

6. 農業委員会委員の任命

平成 28 年 4 月の改正農業委員会法施行により、農業委員の選出方法が選挙制・選任制の併用から「市町村長の任命制」となりました。砂川市農業委員会の現在の委員は、令和 2 年 7 月 20 日に任命され令和 5 年 7 月 19 日をもって 3 年間の任期が満了しますので、次期委員の任命手続きを進めてくださいますようお願いいたします。

7. その他

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響から、化学肥料や生産資材が急騰していますので、補助金等により農業経営への影響を緩和していただくようお願いいたします。

砂川市の基幹作物であるトマト、ミニトマトの生産現場を中心に労働力不足が深刻化しており、規模縮小を余儀なくされる状況も見られます。農協でも無料職業紹介事業等に取り組んでいますが、砂川市におかれましてもこれら事業の周知や他業種との連携した仕組みづくりをご検討ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、自粛生活の長期化や観光客の減少をもたらし、外食需要を大幅に減少させて野菜、米、乳製品などの価格下落を招くなど、農業分野にも大きな影響を及ぼしています。今後も影響が長期化すれば効果的な支援措置を講じていただくとともに、これらの制度等を周知してください。

最後に、農業者にとって、国・道・市等の補助・融資制度は農業経営を向上するうえで大変重要であるため、引き続き制度の充実と対象者への周知をお願いします。